

出島地区廃棄物処分場設置に係る周辺環境調査業務 仕 様 書

1 業務概要

(1) 業務名称

出島地区廃棄物処分場設置に係る周辺環境調査業務

(2) 業務場所

広島市南区出島地区周辺区域

(3) 業務期間

契約の日～令和9年3月23日

(4) 業務の目的

出島地区廃棄物処分場設置事業において、住民理解を深め、不安を解消し信頼感を醸成するため、当該施設が存在及び稼働に伴う周辺環境への影響の把握を目的として、事業の進捗状況に応じた「周辺環境調査」を行う。

なお、業務の実施にあたり「出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価書（平成14年7月、広島県）」、「出島廃棄物処分場事業見直し計画（平成23年4月、広島県）」及び「出島沖地区港湾整備事業環境影響評価書（平成6年10月、広島県）」との整合に十分留意すること。

2 業務内容

本調査は、地元住民及び広島市長意見を踏まえて実施するもので、粉じん、悪臭物質、水質に係る地下水、周辺海域の水質及び底質、騒音・振動、交通騒音・交通量について実施する。

なお、調査項目及び調査地点は、「出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価書」及び「出島廃棄物処分場事業見直し計画」における事後調査地点を考慮する。

(1) 現地調査

調査項目及び調査地点数等は表-1、表-2のとおりとし、調査地点は図のとおりとする。

なお、調査に必要な仮設材及び電源等に係る費用は、受託者の負担とする。

(2) データ整理・検討

調査結果は、「出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価書」及び「出島沖地区港湾整備事業環境影響評価書」の事後調査結果やその他の既存調査結果と比較・検討して解析を行う。なお、この調査結果は、定期的に関催される「出島処分場事業連絡調整協議会」に、結果が判明次第報告するので、その資料となるよう調整する。

(3) 協議打合せ

着手時、中間時、完了時の計3回実施する。

3 関係法令

本業務の遂行にあたり、受託者は以下の関係法令等を遵守しなければならない。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ロ 環境基準等に関する基準

ハ 出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価書

ニ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

ホ その他関係法令、関係通知、諸基準

4 書類

提出書類	提出時期	部数	摘要
業務計画書	着手後速やかに	1	
業務工程表	〃	1	
報告書	完了後速やかに	3	A4版・CD-R (1部)
完了届け	〃	1	

5 その他

イ 本業務において、疑義を生じた場合はその都度打合せを行うこと。

ロ 本仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

- ・ 測量業務共通仕様書（令和7年8月）広島県
- ・ 設計業務等共通仕様書（令和7年8月）広島県
- ・ 土木設計業務等標準積算基準書（令和7年8月）広島県

表-1 調査項目及び調査地点数等

調査項目		地点数及び調査方法等	
大 気 質	大気質	調査地点	No. 1(出島地区)、No. 2(元宇品小学校)、 No. 3(ベイサイドマンション)、 No. 4(広島みなど公園) ※ 計4地点
		測定方法	ハイボリュームエアースンプラーにより捕集
		測定項目	粉じん量及び金属等を測定
		調査頻度	No. 1～3は4回/年(1週間捕集) (令和8年5月、7月、10月、令和9年1月) No. 4は1回/年(令和8年10月)
	ダイオキシン類	調査地点	No. 1(出島地区)、No. 2(元宇品小学校)、 No. 3(ベイサイドマンション)、 No. 4(広島みなど公園) ※ 計4地点
		測定方法	ハイボリュームエアースンプラーにより捕集
		測定項目	ダイオキシン類を測定
		調査頻度	No. 1～3は4回/年(1週間捕集) (令和8年5月、7月、10月、令和9年1月) No. 4は1回/年(令和8年10月)
悪 臭	悪臭物質	調査地点	No. 1(出島地区)、No. 2(元宇品小学校) 計2地点
		測定項目	悪臭物質を測定
		調査頻度	1回/年(令和8年7月)
	臭気指数	調査地点	No. 1(出島地区)、No. 2(元宇品小学校) 計2地点
測定項目	臭気指数を測定		
調査頻度	4回/年(2回/日) (令和8年5月、7月、10月、令和9年1月)		
騒 音 ・ 振 動	騒音レベル 振動レベル	調査地点	No. 1(出島地区)、No. 3(ベイサイドマンション) 計2地点
		調査項目	騒音レベル(L ₅)、振動レベル(L ₁₀)
		調査頻度	1回/年(令和9年1月)
交 ・ 通 交 騒 通 音 量	道路交通騒音※ 交通量調査※	調査地点	No. 8(659号線)、No. 9(鷹野橋宇品線)、 No. 10(中広宇品線)、No. 11(宇品臨港線)、 No. 12(高架下道路)、No. 13(宇品1号線) 計6地点
		調査項目	道路交通騒音(L _{eq})(昼間)、交通量調査(昼間)
		調査頻度	1回/年(令和8年10月)
水 質	水質 (地下水)	調査地点	No. A(出島地区) 計1地点
		測定項目	地下水に係る環境基準項目を測定、EC、塩化物イオン
		調査頻度	2回/年(令和8年7月、令和9年1月)
	水質 (周辺海域)	調査地点	No. a(出島地先)、No. b(出島地先)、No. c(出島地先) 計3地点 (護岸に設置されたモニタリング設備で採水する。)
		測定項目	健康項目(25項目)、ダイオキシン類、EC、クロロエチレン
		調査頻度	2回/年(令和8年7月、令和9年1月)
	水質 (遮水シート間)	調査地点	No. ①(A1護岸)、No. ②(A護岸)、No. ③(B2護岸) 計3地点
		測定項目	健康項目(25項目)、ダイオキシン類、pH、透視度、EC
		調査頻度	2回/年(令和8年7月、令和9年1月)
底 質	底質 (周辺海域)	調査地点	No. a(出島地先)、No. b(出島地先)、No. c(出島地先) 計3地点
		測定項目	一般項目、水底土砂判定基準、暫定除去基準項目及び 環境基準(ダイオキシン類)を測定
		調査頻度	1回/年(令和8年7月)

※：この調査に関しては、地元調整の状況等により変更する場合がある。(変更する場合、別途所要の変更手続きを実施)

表-2(1) 大気質調査項目及び検体数

調査項目 調査地点	大 気 質 調 査 項 目									
	浮遊粉じん	鉛	カドミウム	亜鉛	銅	ニッケル	鉄	マンガン	バナジウム	ダイオキシン類
No.1 (出島地区)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
No.2 (元宇品小学校)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
No.3 (ベイトマシヨ)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
No.4 (広島みなと公園)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13

注) 測定期間は、7日間とする。

表-2(2) 悪臭調査項目及び検体数表

調査項目 調査地点	悪 臭 に 係 る 規 制 基 準 項 目 等																							
	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバレアルデヒド	イソバレアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸	臭気指数	
No.1 (出島地区)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8
No.2 (元宇品小学校)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8
合計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	16
備 考	特定悪臭物質(22項目)は、夏季の1回/年とする。 臭気指数は、1日あたり午前・午後各1回調査とする。																							

表-2(3) 水質調査項目及び検体数表 (地下水)

調査項目	環境基準項目																																	
	電気伝導率	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	1, 1-トリクロロエタン	1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	ふっ素	ほう素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	塩化物イオン	1, 4-ジオキサン	ダイオキシン類			
調査地点																																		
No.A (出島地区)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
備考	地下水の水質汚濁に係る環境基準に規定する物質等																																	

注) 雨水の混入等により、水質に影響が生じる可能性がある場合は、採水日程などについて、別途、発注者と対応を協議すること。

表-2(4) 水質調査項目及び検体数表 (周辺海域)

調査項目	環境基準項目																																	
	電気伝導率	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1-トリクロロエタン	1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1, 4-ジオキサン	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	ダイオキシン類						
調査地点																																		
No.a (出島地先)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
No.b (出島地先)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
No.c (出島地先)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
計	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
備考	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環告第59号)																																	

図-1



図 調査地点位置

凡 例

- : 大気質調査地点
- : 悪臭調査地点
- : 水質(地下水)調査地点
- ◎ : 水質(周辺海域)底質調査地点
- : 水質(遮水シート間)
- ▲ : 騒音・振動
- △ : 交通騒音・交通量

